

令和5年5月1日

一般社団法人つぐみ 介護職員処遇改善加算（介護・障がい）

各制度の実施についてのお知らせ

- この制度は一般社団法人つぐみが令和3年5月1日に定めた処遇改善加算規程に基づき実施します。
- 支給対象者：訪問介護事業所（ケアステーションつぐみ）職員
共同生活援助事業所（つぐみの家東住吉）職員
及び事務職員とします。
- 令和5年5月1日現在の支給額・支給方法
※①②③すべて介護・障がいともに加算Iを取得中

① 【介護職員処遇改善金】について

〈概要〉

毎月の介護報酬単位数に各サービス毎で決められた加算率を乗じた交付金額を、毎月の給与手当及び一時金として夏季（7月）及び冬季（12月）に支給。

- 正社員及び契約社員：月額手当 10,000円～100,000円
- パート契約社員：時給に含めた金額及び定額を支給する。
- 交付金額から上記月額手当及び法人負担分法定福利費(社会保険料や労働保険料等：加額総額の15%)を差し引いた金額を一時金として支給。
但し雇用契約6ヶ月未満の契約社員・パート契約社員については支給しません。
- 他に勤務期間（原則6ヶ月以上勤務を対象とする）や勤務成績により
正社員の基本給で月額：7,000円～10,000円
パート契約社員で時給：50円～100円の増額を実施します。

② 【介護職員等特定処遇改善加算】について

〈概要〉

毎月の介護報酬単位数に各サービス毎で決められた加算率を乗じた交付金額を、一時金として夏季（7月）及び冬季（12月）に支給。

- 支給対象者は以下とする。
 - (A) 正社員で介護福祉士資格を有する介護職員
 - (B) (A)以外の正社員で他の資格を有する介護職員
 - (C) パート契約社員の介護職員及び事務職員

- ・交付金額から法人負担分法定福利費(社会保険料や労働保険料等：加算総額の15%)を差し引いた金額を一時金として支給。
但し雇用契約6ヶ月未満の契約社員・パート契約社員については支給しません。

③ 【介護職員処遇改善支援補助金】について

〈概要〉

毎月の介護報酬に各サービス毎で決められた交付率を乗じた交付金額を、毎月の給与手当及び一時金として支給。令和4年2月にさかのぼり、同3月より毎月の給与手當にて支給開始。(介護及び障がいでの合算)

- ・正社員及び契約社員：月額手当：2,500円～12,000円
- ・パート契約社員：月額手当：500円～6,000円
- ・交付金額から上記月額手当及び法人負担分法定福利費(社会保険料や労働保険料等：加算総額の15%)を差し引いた金額を一時金として支給。

但し雇用契約6ヶ月未満の契約社員・パート契約社員については支給しません。

尚、上記①②③とも実際の支給額については勤務態度、勤務時間、法人貢献度等を勘案し法人が定めます。

以上